

③

令和 6 年 12 月

# 第 5 回徳島市議会定例会議案

( 条 例 議 案 )



## 目 次

	ページ
議案第104号 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	1
議案第105号 徳島市商業観光施設事業条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	3
議案第106号 阿波おどり会館条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	7



徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月5日提出

徳島市長 遠藤彰良

徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年徳島市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「利用特定個人情報」の右に「及び住登外者宛名関係情報（住登外者宛名番号管理機能（本市の住民基本台帳の記録とは別に管理する必要がある個人（以下「住登外者」という。）について、当該住登外者を識別するための番号を指定し、及び管理する機能をいう。）により管理されている住登外者の情報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第3項中「特定個人情報」の右に「及び住登外者宛名関係情報」を加える。

第3条第1項中「当該利用特定個人情報」の右に「及び住登外者宛名関係情報」を加え、同条第2項中「の提供」を「及び住登外者宛名関係情報の提供」に改め、「当該特定個人情報」の右に「及び住登外者宛名関係情報であって自らが保有するもの」を加える。

別表第1中12の項を13の項とし、7の項から11の項までを1項ずつ繰り下げ、6の項の次に次のように加える。

7 市長	住登外者宛名関係情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---------------------------------

別表第1に次のように加える。

14 教育委員会	住登外者宛名関係情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
----------	---------------------------------

附 則

この条例は、令和7年1月6日から施行する。

徳島市商業観光施設事業条例の一部を改正する条例を定めるにつ  
いて

徳島市商業観光施設事業条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月5日提出

徳島市長 遠藤彰良

徳島市商業観光施設事業条例の一部を改正する条例

徳島市商業観光施設事業条例（昭和55年徳島市条例第57号）の一部を次のように改正する。

目次中「一第39条」を「・第37条」に改める。

第1条中「レクリエーション」を「レクリエーション」に改める。

第3条中「同法同条第2項」を「同条第2項」に改める。

第4条ただし書中「各号の一」を「いずれか」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に、「事由」を「理由」に改める。

第6条第2項中「第8条から第13条まで」を「第8条及び第10条から第13条まで」に、「とする」を「の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める」に改める。

第6条の2中「次条第4号」を「次条第3号」に、「は除く」を「を除く」に改める。

第7条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条第1項第1号中「小人及び幼児」を「小人（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及び学齢に達しない者をいう。以下同じ。）」に改め、

同号ア中「1, 030円」を「1, 500円」に改め、同号イ中「620円」を「900円」に改め、同項第2号中「(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者をいう。以下同じ。)」を削り、同号ア中「510円」を「800円」に改め、同号イ中「300円」を「500円」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項第2号の規定にかかわらず、大人が小人(学齢に達しない者に限る。以下この項において同じ。)を同伴している場合は、当該大人1人につき当該小人1人に限り、無料とする。

第9条及び第10条を次のように改める。

## 第9条 削除

(団体旅客運賃)

第10条 団体旅客運賃は、20人以上の団体について、2割を下限として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める割引率を普通旅客運賃に乗じて得た額を当該普通旅客運賃から控除して得た額(その額に10円未満の端数がある場合は、これを10円に切り上げた額)とする。

第12条第1項中「ふさぐ」を「塞ぐ」に、「もの」を「物」に改める。

第13条第1項中「の各号」を削り、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第2項及び第3項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第15条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項を次のように改める。

2 前項第2号イ及び第3号イの乗車券により乗車できる旅客は、第10条第2号及び第3号に掲げる者とする。

第16条中「の各号」を削る。

第17条後段を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により定期乗車券の再発行を受ける者からは、再発行を受けた定期乗車券1枚につき30円の手数料を徴収する。

第19条第1項中「追徴又は」を「追徴し、又は」に改め、同条第2項中「その差額の返還」を「払戻し」に、「引換え、又は」を「引き換え、又は」に改める。

第20条及び第23条中「並びに」を「及び」に改める。

第26条ただし書中「の各号」を削り、同条第2号中「き損する」を「毀損する」に改める。

第28条第2項中「全部又は」を「全部若しくは」に改める。

第29条中「含め長さ」を「含めた長さが」に、「高さ」を「かつ高さが」に改める。

第30条の2第1項中「の各号」を削る。

第33条第1項ただし書中「の各号」を削り、同条第2項中「を払戻しする」を「の払戻しをする」に、「手続き」を「手続」に改める。

第35条第1項第2号中「き損する」を「毀損する」に改める。

別表第2中「小人・幼児」を「小人」に、「15,700円」を「24,300円」に、「44,740円」を「69,200円」に、「84,780円」を「131,200円」に、「12,560円」を「19,400円」に、「35,790円」を「55,200円」に、「67,820円」を「104,700円」に、「6,280円」を「9,700円」に、「17,890円」を「27,600円」に、「33,910円」を「52,300円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用料金の額の承認その他この条例による改正後の徳島市商業観光施設事業条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

阿波おどり会館条例の一部を改正する条例を定めるについて  
阿波おどり会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月5日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

阿波おどり会館条例の一部を改正する条例

阿波おどり会館条例（平成11年徳島市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（駐車場の利用）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 観光バス駐車場を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承諾を受けなければならない。

第9条第1項中「（阿波おどり会館駐車場に限る。以下この条において同じ。）を利用しようとする」を「を利用する」に改め、同条第2項第4号を次のように改める。

(4) 駐車場を利用する者 別表第4に定める額

第9条第3項第4号を次のように改める。

(4) 駐車場を利用する者 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める時期

ア 阿波おどり会館駐車場 車両を駐車場から出場させる際（第1項ただし書の規定により駐車場の利用者に代わって利用料金を納付する者があ  
る場合にあつては、指定管理者が別に定める時期）

イ 観光バス駐車場 車両を駐車場に入場させる際

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

阿波おどりミュージアム観覧利用料金

区分		単位	利用料金の額
個人	一般	1人1回につき	500円
	小・中学生	1人1回につき	300円
団体	一般	1人1回につき	400円
	小・中学生	1人1回につき	240円

備考

- 1 学齢に達しない者は、無料とする。
- 2 この表において、「団体」とは、入場及び退場をともにする20人以上のあらかじめ組織された団体であって、引率者のあるものをいう。
- 3 この表において、「一般」とは、小・中学生及び学齢に達しない者以外の者をいう。
- 4 この表において、「小・中学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する者をいう。

別表第2中「1, 250円」を「2, 000円」に、「630円」を「1, 000円」に、「100, 000円」を「140, 000円」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考

- 1 通常公演について、学齢に達しない者は、無料とする。
- 2 別表第1の備考第3項及び第4項の規定は、この表の場合について準用する。

別表第3に次の1表を加える。

3 冷暖房設備利用料金

種別		利用料金の額
活動室、ホール及び楽屋	冷房及び暖房	1の表の規定（備考第1項から第3項までの規定を除く。）による施設利用料金の3割に相当する額

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第9条関係）

駐車場利用料金

区分	利用料金の額
阿波おどり会館駐車場	駐車時間1時間までごとにつき330円
観光バス駐車場	駐車時間2時間までごとにつき2,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 利用料金の額の承認その他この条例による改正後の阿波おどり会館条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。